

東京都石神井学園

I 施設概要

所在地	東京都練馬区石神井台3-35-23
-----	-------------------

事業種別			定 員
指定管理事業	第1種社会福祉事業	児童養護施設	130人
	第2種社会福祉事業	地域子育て支援事業	ショートステイ：6人 トワイライトステイ：8人

II 令和7年度の運営方針

一人一人の児童の意向や個性を尊重し、児童が安全性や温かみと共に、真に大切にされているということを実感できる「児童の最善の利益」に適った質の高いサービスを提供していく。

また、安全安心で快適な施設環境の実現、サービスを支える人材の確保・育成及び運営体制の強化、予算の計画的な執行管理など、施設運営の充実に努めていく。とりわけ権利擁護（虐待防止等）の徹底は児童支援の根幹であり、過去の被措置児童虐待事故の際に示された検証委員会報告書の取組を風化させないよう継承・共有し、事故防止に努めていく。児童の意見を支援や生活に取り入れていく。職員間の良好なチームワークに基づく風通しのよい職場づくりこそが、児童の良質で安定した生活につながることを肝に銘じ、運営全てに組織一体となった取組を進めていく。

さらに、東京都の第五期指定管理施設として、福祉人材の研修フィールドとしての役割を果たすことや特別な支援が必要な児童の受け入れ、福祉先端機器の導入など、先進的な取組に力を注いでいく。

東京都石神井学園には110年以上の歴史があり、創設者である渋沢栄一書の「日々新又日新」という言葉を石碑に刻み、長年これをメッセージとして掲げてきた。全て形式に流れることなく何事も日々新たにという心がけを大切にしていく。

また、利用者や児童の安全対策を最優先し、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等を教訓とし、各種の感染症への予防対策を徹底し、各事業や取組を実施していく。

児童一人一人が安心し、職員が誇りを持って働ける施設の実現を目指して、令和7年度の運営方針を以下の通り定める。

【運営方針】

1 利用者本位のサービスの徹底

家庭的な環境を整えた寮運営を充実させるとともに、地域の中で生活を送るグループホーム3か所を運営し家庭的養護を推進する。

2 東京の福祉のセーフティネット機能の遂行

児童相談所や学校、病院など関係機関と連携・協働しながら、東京の福祉のセーフティネットとしての役割を引き続き務める。

3 地域と連携し、地域福祉の向上に貢献

地域に根ざした施設として、専門機能を活かしながら地域の支援ニーズに応える。

Ⅲ 実施計画

児童の状況は、令和7年3月1日現在、入所率約9割、中高校生が約6割という状況である。最近では、医療機関に入院する児童も多く、医療と連携する頻度が高まっている。また、学校に登校できない児童や学校の登下校に付き添いを要する児童など、学校と連携したきめ細やかな対応が求められるようになってきている。

さらに、虐待などによる反応性アタッチメント障害（反応性愛着障害）、注意欠陥・多動症や自閉スペクトラム症などの発達障害を有する児童が増加する傾向にある。

児童自立支援施設や他の児童養護施設からの措置変更児童も多く、これらの児童の支援課題は多様で複雑な様相を呈しており、これまでも増し、適切なアセスメントに基づく専門的な支援が求められている。このため、今後とも児童相談所や学校、病院など関係機関との連携を一層強化し、きめ細かな自立支援を行っていく。

1 児童・利用者の権利擁護及び最善のサービスの提供

（1）アクション① 児童・利用者の意見や意思を尊重したサービスの提供

ア 児童の意見表明の支援

児童の権利擁護（虐待防止等）への取組は最重要課題である。組織的に対応することを徹底するため、「重大事故ゼロ運動」の実施、新任職員への早期教育や職員の意識改革、相談しやすい職場作りを実施していく。また、権利擁護委員会での過去の成果物の検証（児童の呼び方、暴言等）や良い支援についての実践、マニュアルの見直し・修正を行った。令和7年度は、それに基づき実施していく。基本となる「東京都石神井学園職員倫理綱領」については、全体会議などで周知徹底する。1年に1回、全職員悉皆とするマルトリートメント防止研修を実施するとともに、支援の状況について点検及び検証を行う。

さらに、新規入所児童に対しては、入所後早い時期に、子ども相談員等との面接の機会を設けるなど、意見表明権について配慮していく。児童が権利について

知り、話す大人を自ら選んで意見を表明できるよう、児童に対する権利の啓発や相談先の周知を行うことに加え、児童の周りにいる大人に対して、意見表明等の重要性について理解促進を図る。また、入所児童に対して「こどもの権利ノート」、「子ども相談員制度」、「意見箱」などについて、理解し易い方法で説明を行う。

イ 自立支援計画の策定

令和7年度自立支援計画様式改定に向け、事業団自立支援担当者連絡会にて様式改定案を作成してきた。令和6年度は、石神井学園でも自立支援担当者を中心に自立支援委員会にて話し合いを繰り返してきたところである。

令和7年度に導入される自立支援計画票の方針は下記の通りである。

- (ア) 児童と共有する支援計画
- (イ) 子どもと大人の合意されたニーズの追求
- (ウ) 支援者が共有する支援計画
- (エ) 関係機関と共有する支援計画

令和7年度は、計画策定・活用により「子どもの意見表明権を守る」という様式改訂の目的を達成できるよう計画の見直し・修正を実施していく。

ウ 福祉サービス第三者評価の活用

令和6年度福祉サービス第三者評価の受審結果を踏まえ、改善計画を策定し、改善に取り組むとともに、令和7年度も引き続きサービス評価を受審する。

また、評価項目における標準項目の達成率100%を目指す。

(ア) 令和6年度評価結果における「特に良いと思う点」

- ① NPOや企業との連携で、子どもたちがさまざまな体験を踏まえて、多様な選択肢の中から自身で進路を選択できるよう支援している。
- ② 新たに入所する子どもに対し、新しい集団や環境に入ることへの不安を軽減すよう努めている。
- ③ 働き続けられる環境整備に努め「働きやすい福祉現場宣言」で就職希望者をはじめ広く関係者に周知している。

(イ) 令和6年度評価結果における「更なる改善が望まれる点」

- ① 寮が安心して生活できる場となるよう、職員の対応を統一するとよい。
- ② 地道に地域との関わりを継続し頼りになる存在として関係を深めることを期待したい。
- ③ できるだけ家庭的な養育環境を実現するよう、今後の寮の体制等の検討を進めるとよい。

(ウ) 「更なる改善が望まれる点」の改善に向けた取組計画

- ① 全国児童養護施設協議会のチェックリストを活用しながら、生活を支える職員の資質向上を図ると共に、児童の声を聴きながら園や寮のルールを見直し、周知していくことで共通の認識持てるよう啓発し、児童の過ごしやすい環境を整えていく。
- ② 地域公開講座、子育てサロンを充実したものにしていく。子育てサロンについては、複数回開催していく。
- ③ 事業団本部と連携して、グループホームの改築・増設を検討していく。寮の職員体制が4名（グループホームは5名）になったことから、より家庭的支援体制を構築していく。

令和7年度は、高く評価された点や過去の受審結果を踏まえ、利用者サービスを一層充実させていく。引き続き福祉サービス第三者評価を受審し、サービス向上に努めるとともに、評価項目における標準項目の達成率100%を目指す。

また、令和6年度の指摘事項については、改善計画を実行していく。

事 項	（評価項目における標準項目の達成率）
第三者評価による改善	100%

エ 苦情解決制度の充実

「石神井学園苦情解決規程」に基づき、苦情解決体制の充実・強化に引き続き努める。また、第三者的立場で児童からの様々な相談を受け、園に助言・指導などを行う「子ども相談員（苦情解決委員兼務）」を配置し、児童との交流の場を設けるなど児童が意見や要望・苦情を出しやすい体制を推進していく。

意見箱については、グループホーム（GH）にはそれぞれの寮に設置し、本園には管理棟及び、第一サービス棟に設置している。意見箱の増設について、検討していく。

第三者委員（人数・属性等）	相談実施回数
3人（弁護士、民生委員、学識経験者）	月1～2回

オ 利用者満足度調査の実施

引き続き、サービス改善に向けたテーマを設定の上、児童からの意向調査をもとに、サービス改善を図る。令和6年度の利用者調査では、生活の安心のみならず不満に関わることも質問事項に加え調査を行った。集まった児童の声を真摯に受け止め、児童へ答えを返すと共に、支援向上への取り組みを委員会内で決定していく。要望として出た意見を踏まえて、中学生を対象としたスマートフォン貸与を本園においても始めている。行事については、既存の「寮外出・寮外

泊」「夏祭り」「クリスマス会」「餅つき大会」「スポーツ大会」の継続と共に、意見を踏まえた内容の拡充を図っていく。

実施内容	実施時期
9月までにテーマを検討し実施する。	概ね11月

(2) アクション② 児童・利用者の自己実現と人生の可能性を広げる支援

ア リービングケアの充実

児童相談所との連携を図りながら、面会や外出・外泊、園内親子宿泊室の活用などによる親子交流の促進など、家族再統合の取組について、家庭支援専門相談員を中心に充実させていく。

また、児童の人生の選択肢を広げる支援として、自立に向けた学習会などを開催するとともに、自活訓練などの機会を計画的に提供していく。就労支援においては、民間企業やNPO法人などと連携し、職場実習や職場体験などの機会を計画し社会経験の拡大を図る。

(ア) 家族再統合

	計 画
親子宿泊	延10泊
	対象児童 5人
保護者との面会、外出	延130回
	対象児童 35人

(イ) 自立に向けた支援

	計画
学習会等実施回数	生活講座など10回
	中高生対象
学習塾通塾児童	10人
	対象児童 71人 (小学校5年生以上)
自活訓練等実施回数	1人あたり14日 延196日
	対象児童 14人

(ウ) 児童の進路決定率

	計 画
進路決定率 (進路先内訳)	100% (高校3年生等 14人) (進路先内訳：大学、短期大学、専門学校、就職)

イ アフターケアの充実

児童の施設入所中の自立に向けた準備から施設退所後のアフターケアまで総合的な自立支援を展開していく。とりわけ、アフターケアについては自立支援の重要な柱と位置付け、児童相談所、保護者、就労先や関係機関などと緊密な連携を図り、自立支援担当者が調整を行い計画的な支援を行う。

退所児童を支え励ます「二十歳を祝う会」などを開催し、退園後も施設としての関係を維持し、相談しやすい環境となるよう取組を行う。

また、東京都自立支援強化事業（居住費支援）とともに、寄付金を活用した資格取得や進学・就職など自立に必要な支援を行う。

さらに、施設退所後の10年先を見据え、進学児童については在学期間中のフォローや卒後の生活が安定するまでのバックアップ、就労児童については就労先と連携した就労継続や制度の利用に関するアドバイスなど、一人一人に寄り添った支援を進めていく。

（ア）退所児童のアフターケア

（対象児童：自立児童退所後10年、家庭復帰児童退所後5年）

	計 画
実施人数	163人／対象児童205人
対象児童のうち、親等の連絡拒否、児童の行方不明等により実施が困難な児童数	42人

（3）アクション③ 虐待防止の徹底

児童の権利擁護（虐待防止等）への取組は最重要課題である。組織的に対応することを徹底するため、「重大事故ゼロ運動」の実施、新任職員への早期教育や職員の意識改革、相談しやすい職場作りを実施していく。また、権利擁護委員会での過去の成果物の検証（児童の呼び方、暴言等）や良い支援についての実践、マニュアルの見直し・修正を実施した。基本となる「東京都石神井学園職員倫理綱領」については、全体会議などで周知徹底する。1年に1回、全職員悉皆とするマルトリートメント防止研修を実施するとともに、支援の状況について点検及び検証を行う。

さらに、新規入所児童に対しては、入所後早い時期に、子ども相談員等との面接の機会を設けるなど、意見表明権について配慮していく。児童が権利について知り、話す大人を自ら選んで意見を表明できるよう、児童に対する権利の啓発や相談先の周知を行うことに加え、児童の周りにいる大人に対して、意見表明等の重要性について理解促進を図る。また、入所児童に対して「こどもの権利ノート」、「子ども相

談員制度」、「意見箱」などについて、理解し易い方法で説明を行う。

児童への「こどもの権利ノート」などの説明は、小学4年生及び中学校入学時に実施し、年少児については、「紙芝居形式の権利ノート」を用いて丁寧な説明を行う。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
権利擁護委員会	年 10回	①児童の権利擁護、②権利ノート、③CAP（子どもへの暴力防止プログラム）・マルトリートメント（不適切な養育） など
権利擁護・虐待防止に関する研修受講率	100% （全職員実施）	園で実施する権利擁護や虐待防止に関する研修に加えて、事業団共通の虐待防止研修（e-ラーニング）も実施

（４）アクション④ リスク管理の推進

ア リスクマネジメントの徹底

入所児童の健康管理は、看護師、嘱託医を中心に万全を期し、特に、感染症対策については医務室主導のもとに積極的に取り組んでいく。また、園全体のリスクマネジメントについては、運営会議で前月のヒヤリ・ハットを検証し、問題点を抽出する。問題点の改善策案を作成し、フロア代表者会議に諮った上、再発防止の徹底をしていく。性的なヒヤリ・ハットはきらり☆いのち委員会で集約し、委員会で共有した上で事故防止に努めていく。また、園のスーパーバイザーの助言のもと、適切にリスク管理を行っていく。

事項	実施回数	内容・協力機関など
運営会議	年20回	ヒヤリ・ハットの検証、改善案の作成など
フロア代表者会議	年10回	ヒヤリ・ハットの検証、改善案の作成など
きらり☆いのち委員会	年10回	ヒヤリ・ハットの検証、改善案の作成など

イ 個人情報保護、情報セキュリティ対策の徹底

外部への情報漏えい防止策や園独自研修の実施、管理状況の定期点検、朝礼などを通じた意識啓発により個人情報保護、情報セキュリティ対策を推進していく。

具体的には、「事業団個人情報保護規程」及び「事業団情報セキュリティ対策基準」を遵守するとともに、情報セキュリティ責任者（副園長）を定め、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止など個人情報の適正な管理を徹底する。

ウ 災害、防犯対策の取組

夜間訓練を含む防災訓練(消火訓練及び避難訓練)を毎月確実に実施するため、グループリーダーが進行管理をし、災害時の防災対応の徹底に努める。

全園・全児童を対象とした防災訓練を実施していく。

また、大震災や風水害などの大規模災害に対応するため、初動体制や夜間の連絡・指揮命令体制、職員公舎職員との応援体制・連携体制を強化するとともに、「事業継続計画(BCP)及び対応マニュアル」に基づく体制整備を引き続き推進していく。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
防災訓練	年 16 回	総合訓練、棟合同訓練、全園防災訓練、備蓄品の定期点検 等

エ 感染症対策の徹底

新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種感染症の感染防止を徹底する。具体的には、児童、職員とも手洗い、消毒、必要に応じたマスクの着用等の基本的な感染防止対策を行い、感染リスクを下げる工夫をしていく。また、登校や出勤前には必要に応じ検温をし、健康状態の把握に努めることとする。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
運営会議	年 20 回	感染予防、対策の検証、情報の発出
安全衛生委員会	年 12 回	感染予防、対策の検証、情報の発出

2 東京の福祉のセーフティネットの役割を担う

(1) アクション① 特別な支援が必要な児童や利用者を積極的に受け入れて、専門的

支援を提供

ア 特別な支援が必要な児童の受入れ

虐待による様々な症状を持つ児童や高度な支援課題を有する高齢児童、他施設からの措置変更児童など、特別な支援が必要な児童の受入れを強化するための支援体制の充実を図る。

<参考 令和7年3月1日現在>

中学生・高校生の人数(割合)	全101人中62人 61.4%
定期的に通院する児童の人数(割合)	全101人中57人 56.4%

<参考 令和7年3月1日現在>

服薬管理が必要な児童の人数（割合）	全91人中20人 22.0%
-------------------	----------------

イ 専門的な支援の充実

（ア）適切なアセスメントによる自立支援計画の策定と支援

児童自立支援計画は、事業団で標準化したアセスメントシートを用い、5月までに策定し、児童相談所や保護者など関係者で情報を共有する。

計画の実施状況を随時検証し、5月・10月の年2回、全児童について管理監督職員によるヒアリングを行い必要に応じて計画の見直しを行う。また、全ての児童について、児童福祉司を含めたケース会議を年1回以上実施する。

アセスメントなどにあたっては、医師、看護師、心理職員、栄養士や児童相談所、学校、病院など専門的見地からの見立てや助言などを反映し、支援においても連携を強化する。

（イ）多様な支援課題への対応

児童の多様な支援課題に適切に対応するため、以下の取組について専門的支援の充実を図る。①日常生活における精神的な安定、②男女別高校生寮の運営、③就労・進学支援の充実、④自活訓練の実施、⑤アフターケアの充実、⑥親子交流の実施・家庭復帰の促進、⑦医務室による積極的な健康管理、⑧心理療法・CAP（子どもへの暴力防止プログラム）などの実施。⑨福祉サービスの情報収集・発信、支援に当たっては、障害児等受入調整員と連携し、児童の特性、能力、適性などについて丁寧にアセスメントを行い計画的な支援を行う。

* 心理職員による児童へのケア

（ ）は心理的ケアを必要とする児童の割合（令和7年3月1日現在）

個別面接	延551人 （全101人中43人 42.6%）	心理面接、コンサルテーションなど
------	----------------------------	------------------

ウ 家庭的な寮運営

（ア）自主調理・出張調理の充実

自主調理や出張調理を充実するほか、土曜日・日曜日・祝日の朝食を寮で調理するなど、家庭的な雰囲気を醸し出す寮運営を推進していく。

また、児童の年齢や発達段階に応じた食生活習慣などを身に付けることができるよう、食育の推進について検討を行うとともに、自立・自活を目指す年長児童の自活訓練において食に関する支援を強化していく。

自主調理・出張調理

自主調理（一般寮）	年60回	各寮6回×10寮
出張調理（一般寮・GH）	年30回	各寮2回×15寮

<参 考 令和7年3月1日現在>

入所児童に占める個室利用児童の人数（割合）	全101人中80人、79.2%
-----------------------	-----------------

（2）アクション② 高い専門性を発揮できる職員の育成

ア OJT推進体制の強化

引き続き、OJT推進担当者、新人職員育成担当者（チューター）を配置し、積極的にOJTを推進していくとともに、そのフォローアップの充実を図る。

育成計画、チェックリストをもとに管理職と年に2回面談を実施し育成を図る。

さらに、2年目職員には、体験実習として他寮で児童支援を学ぶ機会の提供に努めると共に、他寮の優れた実践を共有する取組も充実していく。

イ 計画的・効果的な研修の実施

職員の経験年数、職種などに応じて体系的な年間研修計画を策定し実施するとともに、個々の職員の研修受講履歴を作成し効果的な研修に努める。

また、新任職員、非常勤職員への基本研修や、高い専門性を発揮できる職員の育成に当たり支援技術などの向上を図るための研修についても、園の中堅職員を講師とするなど引き続き充実を図っていく。園外研修については、積極的に情報提供をするとともに、オンライン受講など参加の方法にも配慮していく。また、成果を全職員に周知するための報告会を必ず行う。

各寮4名体制（グループホームは5名体制）になったことを受け、ダブル勤務の実施等、より丁寧な職員育成を行う。

研修内容	対象者	実施時期
新規転入職員研修（職員マナー・仕事の進め方）	新規転入職員	4月
新規転入職員研修（養育について・チーム支援）	新規転入職員	4月
新規転入職員研修（フォローアップ研修）	新規転入職員	5月
メンタルヘルス研修	全職員	11月
マルトリートメント防止研修（悉皆）	全職員	12月
CAP（子どもへの暴力防止プログラム）研修	全職員	12月
CVPPP（包括的暴力防止プログラム）講習会	新規転入職員	年度中

研修内容	対象者	実施時期
CARE（子どもと大人の絆を深めるプログラム）講習会	新規転入職員	年度中
児童権利ノート学習会	新規転入職員	年度中
救命救急講習	新規転入職員	年度中
職層別研修	全職員	年度中
他寮体験研修	2年目以上の職員	年度中
職員学習会	全職員	年度中
他施設交流研修	希望職員	年度中

ウ 外部専門家、外部医師等との連携

児童の持つ様々な行動特徴を理解するとともに、それらの課題に適切に対応していくため、外部講師や職員OBのスーパーバイズを活用し、外部専門家などと連携した支援を行っていく。

（３）アクション③ 質の高い人材の確保・定着

ア 質の高い人材の確保・定着対策の充実

事業団が実施する人材確保の取組に職員を積極的に参加させるとともに、施設見学を実施し、職員採用に繋げる。また、養成学校への働きかけを強化し、質の高い人材の早期確保を図る。

離職防止の観点から、各職層に応じた研修を計画し、一人一人に視点をあてて育成を図る。また、管理監督層と寮や各部署との懇談等を企画し、風通しの良い職場づくりを推進する。

イ 職員の離職防止の取組

ライフ・ワーク・バランスの観点から計画的な年休の取得、超勤縮減に努める。長時間労働に対しては、産業医や衛生管理者との面談指導を通じて職員の健康管理及び職場環境の改善に努める。

離職防止の観点からも、働きやすい職場作りに取り組む。

（４）アクション④ セーフティネットの役割を担うための環境・体制整備

「連携型専門ケア機能事業」の実施

虐待による重篤な反応性アタッチメント障害（反応性愛着障害）の症状などを有する児童に生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能事

業」については、令和7年3月1日現在、退所児童29人（平成28年からの累計）のうち12人が原籍施設で生活し、その他7人も家庭復帰している。

原籍施設に戻った後、定期的に寮職員が施設を訪問し、生活状況の確認と助言を実施するとともに、くりのみ学級の教員を転校先に派遣し、学習状況の確認と情報を共有するなど、丁寧なアフターケアを実施することで、退所児童のうち6割を超える児童が安定した生活を送ることができている。

令和7年度からは、対象児童の要件を見直し定員充足率の向上を図っていく。また、原籍施設に復帰した後の状況等の効果検証を引き続き進め、特別な支援が必要な児童の受け皿としての機能を発揮するとともに、ノウハウを還元するなど、本格実施に着手する。

（５）アクション⑤ 蓄積してきた支援技術を活用し、東京の福祉人材の育成に貢献

大学・専門学校などから実習生を計画的に受け入れ、夜間・休日勤務を含む実践的な実習を行う。とりわけ、優秀な人材については採用に結びつける取組を強化する。

また、東京都の新任の児童福祉司や養育家庭向けの研修を実施するなど、専門的な支援技術の外部への普及啓発を図る。

さらに、東京都の政策連携団体として、「連携型専門ケア機能事業」において、民間施設（原籍施設）の職員との交流や研修などの受入れ体制を整える。

事 項	実人数／延人数	内 訳
社会福祉士・保育士等実習生の受入れ	50人／600人	大学・短期大学・専門学校
職員派遣研修等の受入れ	20人／50人	児童相談所・養育家庭・福祉局等
民間施設職員の研修等の受入れ	24人／50人	原籍施設等

3 施設機能の活用と地域共生の推進

（１）アクション① 地域における子育て家庭等を支援

施設機能を活用し地域の家庭の子育てを支援するために、ショートステイ、トワイライトステイを実施する。

ア 地域生活を支えるサービスの充実

(ア) 子育て短期支援事業

サービス内容	対象地域	利用者数
ショートステイ	練馬区・中央区	940人
トワイライトステイ	練馬区	100人

(イ) 子育て支援の連携

練馬区の子育てを支援するために練馬区要保護児童対策地域協議会、子ども家庭支援センター在宅サービス会議などに参加し連携を強化する。

(ウ) 養育家庭との連携

養育家庭への移行に向け、児童相談所と連携して、児童及び保護者の理解が得られるよう、支援する。また、養育家庭に措置変更後は、アフターケアを実施して、児童が円滑に養育家庭に溶け込めるよう支援する。

(エ) 子育てに関する公開講座等の実施

子育てにかかる地域公開講座や子育てサロンを開催し、地域における児童の健全な育成に貢献する。子育てサロンについては内容の充実を図るとともに、複数回の実施について検討する。

子育てに関する公開講座などの実施	対象者	実施回数	参加者数
地域公開講座（2月）	地域住民	1回	80人
子育てサロン（年複数回）	地域住民	複数回	未定

(2) アクション③ 地域との共生を目指す取組

ア 地域における公益的な取組

施設の設備（アリーナ、グラウンド等）を地域の要望により貸し出しを実施する。地域からの見学要請については積極的に受け入れる。

(ア) 地域ネットワークへの参画

練馬区及び地域の関係機関と連携しながら、要支援・要保護児童及び家庭に対する支援の取組を行っていく。

(イ) 地域との交流促進

西部一時保護所との災害時の応援体制の構築や近隣保育所の園児との交流を進めていく。

イ 多様な主体との連携

(ア) ボランティアの積極的な受入れ

施設における児童の生活向上と健全育成を図れるよう、職員OBやボランティアの積極的な活用を図る。

(イ) NPOや企業などとの協働

公的サービスや金融、アパート賃貸などの仕組みに関する生活講座など、児童の自立支援に向け、NPOや企業などと積極的な協働を図る。

事 項	延人数	内 容
趣味・情操等	100人	ピアノ、絵画の指導等
自立支援講座等	50人	学習指導、進路相談、社会生活技術講座、職場体験等
学園行事、運営サポート	20人	学園行事等
生活ボランティア	12人	遊び、見守り、交流等

ウ 地域との連携・協力関係の強化

アリーナなどの貸出しなどを通じて、地域との連携・協力関係を強化する。

内 容	実施回数・対象者・参加者数等
アリーナの貸し出し	要望による

エ 災害対策における地域との連携

西部一時保護所との災害時の応援体制の構築を継続していく。

事 項	実施回数等	内容等
未定	未定	未定

4 運営体制の強化と経営の透明性

(1) アクション② 経営の健全化のための財源の確保

施設経営において、「ムリ・ムダ・ムラ」をなくし、合理化・効率化を徹底していく。共有サーバーなどを活用し、効率的かつ効果的な情報共有の取組を進めるとともに、都のH T Tの取組による太陽光発電の拡充により、コスト意識の醸成を図る。

また、パソコンやスマートフォンなど、業務の効率化に必要なものを職員が確実に利用できるよう、園内での無線LAN構築を検討していく。

(2) アクション③ D Xの推進による利用者等サービスの向上と業務環境の改善

児童の安心・安全な生活確保のため、D2フロア及びC棟については、見守りカメラ、人感センサーを設置している。未設置の寮(A棟、B棟)には、見守りカメラ及び人感センサーを順次設置していく。連携型専門ケア機能事業のD1フロアは、入所児童の特性を踏まえ、設置方法について検討していく。グループホームについては、改築計画があるため、改築に合わせて寮内に設置する方向で調整して

いく。

なお、防犯・不審者対策として、グループホームには防犯カメラを、C棟にはベランダを映す外部カメラ設置しており、園内の4か所の防犯カメラは最新のものに更新済である。

(3) アクション④ 魅力とやりがいにあふれ、働きやすい職場環境の実現

朝礼、全体会議、各委員会活動、自立支援計画検討会などの効果的な実施と朝礼2部を活用し良い支援についての共有などを充実させ、幹部職員と各フロアとの意見交換の場を設定する。

また、幹部職員による定期的な面談などにより、職員の就業状況や意向・意見を把握し、職員一人一人が常に仕事に対して意欲的に臨めるような環境の整備に努める。

さらに、ICTの導入などによる働き方改革を進め、超過勤務の縮減に努めるとともに、福祉先端機器の活用など、先進的な取組を検討していく。

職員アンケートなどの機会を通して、業務改善意識の浸透を図るとともに、業務改善提案の活用やその取組が継続できる職場環境づくりを進める。

(4) アクションⅣ-⑤ コンプライアンスの推進と経営の透明性の確保

コンプライアンス研修を通じて、職員の倫理観の醸成に引き続き取り組み、職員一人一人のコンプライアンスの強化・向上を図る。

具体的には、「事業団個人情報保護規程」及び「事業団情報セキュリティ対策基準」を遵守するとともに、情報セキュリティ責任者（副園長）を定め、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止等個人情報の適正な管理を徹底する。

さらに、施設全体のガバナンス強化のため、研修等により職員に対してコンプライアンス意識の浸透を図っていく。

コンプライアンス研修受講率	100%
---------------	------